

9月の安心かわら版

9月の主な行事

1日 : 防災の日	15日 : 中秋の名月
2日 : 宝くじの日	19日 : 敬老の日
7日 : 白露	22日 : 秋分の日
9日 : 重陽の節句、救急の日	24日 : 清掃の日
12日 : 宇宙の日	29日 : クリーニングの日



歩きスマホ、自転車スマホは危険です！

スマホの普及とともに社会問題となっている「歩きスマホ」ですが、近年は自転車に乗りながらスマホを操作する「自転車スマホ」も増えており、全国で怪我や事故が多発しております。自分が被害者だけでなく加害者にもならないために、今一度、歩きスマホ・自転車スマホの危険性について知っておきましょう！



◆事故件数はどのくらい？

東京消防庁の調べによると、東京都で平成22年～平成26年までの5年間、「歩きながら」または「自転車に乗りながら」スマホを操作して起きた事故によって、152人が救急搬送されています。8割以上が軽傷ですが、入院の必要を伴った人が30人おり、その中には命の危険に及ぶほどの重篤なケースもありました。

事故種別毎に見ると、「ぶつかる」が全体の約43.0%、次いで「転ぶ」が28.3%、「落ちる」が25.0%となっています。場所毎に見ると、全体の8割以上が駅などの交通施設や道路で事故が発生しています。

◆実際どんな事故が起きている？

では、実際にどんな事故が発生しているのでしょうか。歩きスマホ、自転車スマホによる事故例をいくつか紹介します。

- ・自転車で走行中、スマホを操作しながら運転していて、高さ1mの道路脇の用水路に転落。
- ・携帯電話を扱いながら歩行中、ポールにつまずき転倒し、ブロック角で顔面を受傷。
- ・スマホを操作しながら歩いていた中学生がホームから転落。（電車は転落場所を30メートルほど通過したが、中学生はホーム下の空間に避難し無事だった。）
- ・携帯電話を操作しながら歩いていた男性が踏切に進入し、電車にはねられて死亡。

◆歩きスマホは自分が加害者になることも

歩きスマホが引き起こす事故の中には、自分だけでなく周囲の人を巻き込んでしまうケースもあります。中には、損害賠償責任や刑事責任を課せられた事例もあります。実際にあった事例として、高校生が携帯電話を操作しながら自転車で走行中（夜間に無灯火）、女性に衝突して重大な障害が残るケガを負わせてしまい、約5000万円の賠償金が命じられました。「自分は大丈夫」と思っている、他人にケガを負わせてしまえば加害者となり、多額の賠償責任を負う場合もあります。特に高齢の方や障害を持った方、幼児や妊婦にとって、歩きスマホはとても危険な行為です。習慣になっている人はすぐにでもやめた方が良いでしょう。

◆歩きスマホは規制すべき？


日本ではまだ歩きスマホを規制する条例はありませんが、アメリカのニュージャージー州では、2012年に歩きスマホをすると罰金85ドルの条例ができました。歩きスマホをするかしないかは個人のマナーやモラルの問題ですが、歩きスマホの問題がより深刻化すれば、日本でも近い将来、条例や法律で規制されるようになるかもしれません。

以上

安全運転アドバイス

自転車編

身近で便利な乗り物である自転車、正しい交通ルールを守って安全な利用を心がけましょう。

対  歩行者との事故が近年、急増

自転車は道路交通法で定める車両です。無謀・暴走運転を行った場合、厳しい罰則が設けられています。また、他人を死亡させたり、けがをさせた場合「損害賠償」という金銭上の責任が問われます。自転車事故により相手を死亡させ、5000万円の損害賠償の支払いを命じられた例もあります。

安全のポイント

自転車は、歩道ではなく、車道の左側を通行することが原則です。歩道を走行する際は車道側を走り、混雑している場合は徐行・一時停止を行い歩行者の安全を確保しましょう。



対  車両との事故多発パターンと対策

パターン1: 交差点での出会い頭衝突

対 策: 交差点では信号機の有無にかかわらず一時停止をし、前後左右の安全確認をしましょう

パターン2: 交差点で右後ろからくる左折車と衝突

対 策: 青信号で駆け込むように横断すると左折してくる車と衝突する危険があります。余裕をもって横断しましょう

パターン3: 後方からの直進車と衝突

対 策: 急な進路変更や横断は大変危険です。前後左右の安全を確認してから進路変更を行いましょう



～交通違反により罰せられる禁止事項～

- 二人乗り ● 酒酔い運転 ● 夜間の無灯火 ● 手放し運転
- 歩行者妨害 ● 信号無視 ● 一時停止無視 ● 並進



<平成20年6月1日に改正道路交通法が施行されました>

- 自転車の歩道通行可能要件の明確化
 - ① 「自転車歩道通行可」の標識が設置されている歩道、② 13歳未満の子どものみ70歳以上の高齢者が運転するとき、③ 車道・交通の状況からみてやむを得ない場合は歩道を通行することができます。
- 乗車用ヘルメット着用努力義務の導入
13歳未満の子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや子どもを同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める必要があります。



自転車歩道通行可